

平成30年4月10日

各 位

金沢信用金庫

きんしん創立110周年×石川県警110番 タイアップ企画 「年金スタンプラリー」の実施について

金沢信用金庫(理事長 忠田 秀敏)では、振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の防止を目的に、特に年金受給者の方を対象に窓口での声掛けを積極的に行っております。今後もお客さまから信頼される身近で「安心・安全な金融機関」を目指し、引き続き啓蒙活動を行うため、今回、当金庫の創立110周年記念事業と石川県警とのタイアップ企画として、当金庫にて年金をお受け取りのお客さま約35,000人を対象とした「年金スタンプラリー」を下記のとおり実施します。

同ラリーで使用する「年金スタンプラリーカード」は、特殊詐欺被害の防止のための注意喚起を記載した、財布の中や通帳と一緒に携帯いただけるカードとなっております。また、同カードを持参して窓口にご来店のお客さまに対してスタンプを押印します。そして、対象期間中に3個以上のスタンプ押印済の方には、「いぬわし君デザインきんしんオリジナルティッシュ」を進呈します。

当金庫は、同カードにスタンプを押印する際に注意喚起を行うことで、高齢のお客さまが被害に遭わない安心安全な生活に寄与してまいります。

記

【年金スタンプラリーの概要】

スタンプラリー実施期間	平成30年4月13日(金)から平成31年3月29日(金)
スタンプカード配付期間	平成30年4月13日(金)から平成30年12月28日(金)
スタンプカード配付対象者	当金庫にて公的年金を受給されているお客さまで、配付期間中に年金受取通帳を持参し窓口にご来店された方 (配付期間中、ご来店のお一人さまにつき1枚)
スタンプ押印期間の区分	年金支給日から翌年金支給日の前日までを1区分とし、期間中のご来店時に1回押印 (例：6月押印欄→6月15日～8月14日のご来店時に押印)
粗品	いぬわし君デザインきんしんオリジナルティッシュ (使用後は鉛筆立等として再利用可能なもの)
粗品進呈対象者	実施期間中スタンプを3カ所以上押印済のお客さま
粗品進呈期間	平成31年2月15日(金)から平成31年3月29日(金)
粗品進呈方法	粗品進呈期間中の来店時に3カ所以上押印済のスタンプカード1枚と粗品1個を交換

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 営業店サポート部

〒920-8710 金沢市南町1-1

TEL (076) 231-0293 (ダイヤル)

FAX (076) 231-7864

<http://www.shinkin.co.jp/kanazawa/>